

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

杉戸町は、埼玉県の東部に位置し、首都圏 40km 圏内にありながら自然と都市が調和した、郊外の田園都市として発展を続けている。

人口は、現在、約 4 万 3 千 5 百人であるが、年少人口と生産年齢人口の減少、前期高齢者人口と後期高齢者人口の増加という傾向がみられることから、今後も高齢化率が上昇していくと考えられる。

県内では、63 市町村の中で 42 番目の人口となり、人口構造をみると、15 歳未満が 10.7%、65 歳以上は 33.0% となり少子高齢化が進んでおり、県の平均と比較してもその割合が高くなっている。(R2.10.1 国勢調査)

交通網は、幹線道路として、町の西部の市街地に国道 4 号が南北に走り、中央部には町道 I 級 11 号線(埼玉葛城農道)、東部には国道 4 号バイパスが整備されている。また、県道が縦横に通過し、周辺都市と結ばれている。これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成され、生活圏の形成に重要な役割を果たしている。

平成 2 年の就業人口比率における産業構造では、第 1 次産業が 5.8%、第 2 次産業が 36.7%、第 3 次産業が 57.2% の割合となっているが、令和 2 年の産業構造では、第 1 次産業が 2.8% と大幅に減少したほか、第 2 次産業が 24.4% に減少し、第 3 次産業が 69.5% と大幅に増加している。

現在の当町の産業構造は、第 2 次産業、第 3 次産業に従事している者の割合が 9 割を超えている。(R2.10.1 国勢調査)

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の低迷に歯止めをかけ経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に、5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町における産業構造は、商工業、農業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多

様な業種が杉戸町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当町の事業者は、町内全域に点在していることから、本計画の対象区域は町内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の産業は、商工業、農業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が杉戸町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国の同意日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。